

## 知って安心！厚生年金

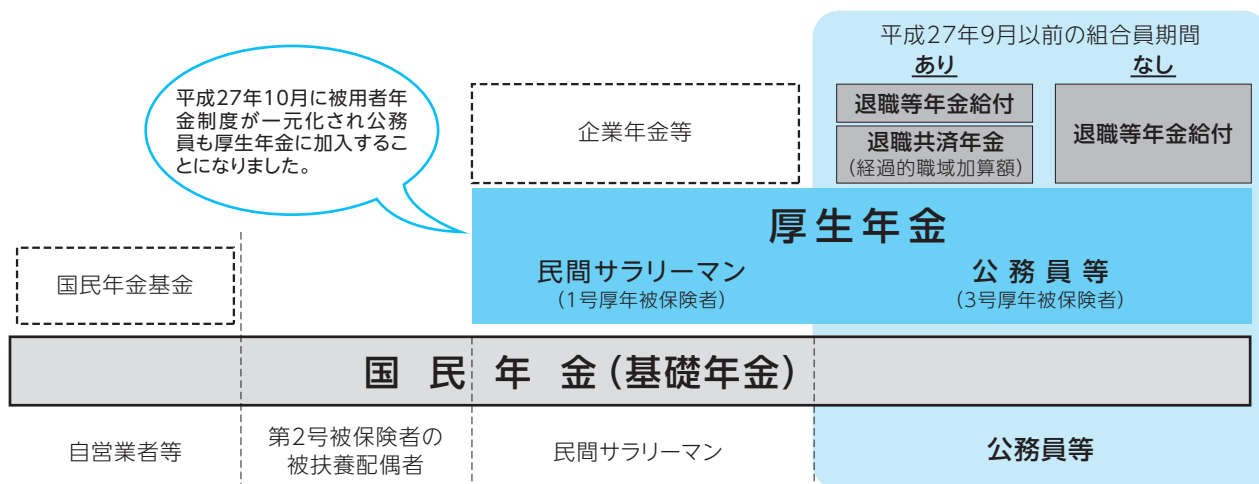
# 公的年金制度のしくみについて

公的年金制度は、老後の生活の安定と予測できない将来のリスク（障害・死亡）に対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

新年度を迎え、新社会人としての一步を踏み出された方も多い時期ですので、公的年金制度の概要についてお知らせします。

## 公的年金制度の体系

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした国民年金（基礎年金）制度が公的年金制度の基礎部分【1階部分】としてあり、その上乗せの年金【2階部分】として被用者（官公庁等や民間企業に雇用される方）が加入する厚生年金制度があります。さらに、共済組合や特定の民間企業が独自に運用する年金【3階部分】として退職等年金給付や企業年金などが上乗せされる形になっており、いわゆる3階建ての年金制度になっています。



## 給付の種類

年金には、大きく分けて次の3種類の給付があります。

<b>老齢給付</b> (老齢厚生年金) (老齢基礎年金)	個々の被保険者期間や給料等の額（老齢基礎年金は保険料納付済期間等）に応じて算定される年金です。 定められた年齢に到達したときに支給されます。 ※昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳（消防職員等の特例該当者を除く。）
<b>障害給付</b> (障害厚生年金) (障害基礎年金)	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより <u>一定の障害状態</u> になったときに支給される年金です。 ※障害厚生年金1級、2級、3級・障害基礎年金1級、2級
<b>遺族給付</b> (遺族厚生年金) (遺族基礎年金)	被保険者または被保険者であった方が死亡したときに <u>遺族</u> に支給される年金です。 ※厚生年金と基礎年金では遺族となる方の範囲が異なります。

(注) 厚生年金保険法または国民年金法に定められた保険料納付済期間等の支給要件を満たしていない場合は支給されません。

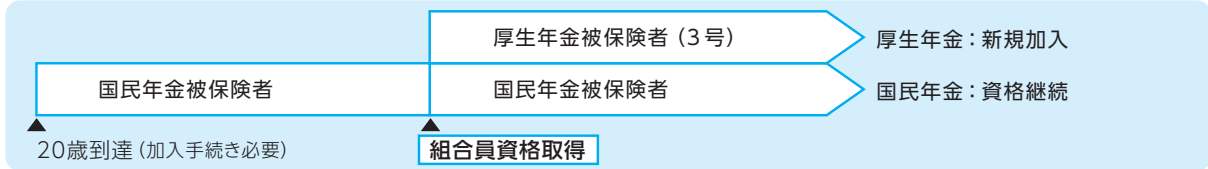
## 組合員が加入する年金制度

組合員になられた方は、その日から厚生年金と国民年金の両制度の被保険者になります。ただし、国民年金は20歳以上60歳未満の方が対象となります。

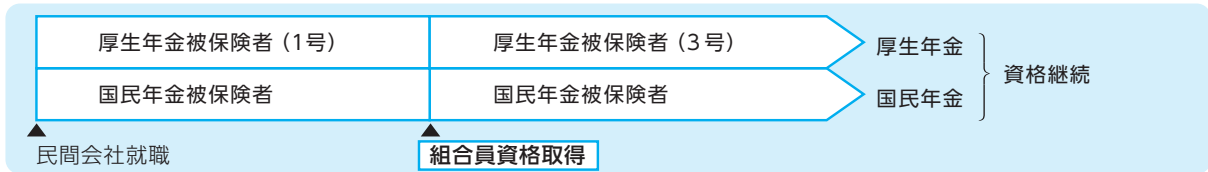
また、組合員である期間は、公務員の退職給付の一部である「退職等年金給付」の算定基礎期間になります。

### 加入制度の移り変わり例

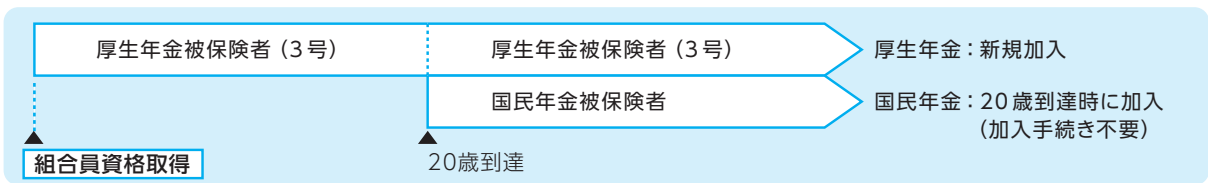
#### ● 学生(20歳以上)から組合員になられた場合



#### ● 民間サラリーマン(20歳以上)から組合員になられた場合



#### ● 20歳未満で組合員になられた場合



## 令和4年度の年金額について

### ◆年金額は0.4%の引き下げとなりました

年金額は物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、改定されるしくみになっています。

総務省から「令和3年平均の全国消費者物価指数」が公表され、物価変動率はマイナス0.2%、賃金変動率はマイナス0.4%になりました。

賃金変動率がマイナスで、賃金変動率が物価変動率を下回る場合、賃金変動率を年金額の改定に用います。

このため、令和4年度の年金額は、0.4%のマイナス改定となりました。

なお、マクロ経済スライド\*による調整率もマイナス0.3%になりましたが、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には調整は行わないこととされているため、未調整分は翌年度以降に繰り越されます。

\*「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づき年金額を調整するしくみをいいます。

### ◆在職老齢年金について

令和2年度の年金制度改正で、60歳から64歳の方の在職老齢年金が見直され、令和4年度から支給停止基準額が65歳以降の方と同じ基準に引き上げられました。支給停止基準額は、以下のとおりとなります。

区分	令和3年度	令和4年度
60歳から64歳の方の支給停止基準額	28万円	47万円
65歳以降の方の支給停止基準額	47万円	

いばらき共済No.330  
16~17ページ  
についてはこちら



※詳細については、令和3年7月発行の「いばらき共済 No.330」16~17ページをご覧ください。

なお、停止額の計算は16ページ下部「年金と賃金の関係」の65歳以上をご参照ください。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414